

# 日本協同組合学会 Newsletter

Vol. 28 No. 1(通巻 74 号)

2016 年 12 月 10 日

## ～第 36 回大会 & 総会特別決議、学会事業年度変更等のご報告～

発行 日本協同組合学会 責任編集 会長 石田正昭  
〒162-0826 東京都新宿区市谷船河原町 11 番地 飯田橋レインボービル 5 階  
JC 総研（日本協同組合総合研究所）協同組合研究部内 日本協同組合学会事務局  
TEL:03-6280-7254 FAX:03-3268-8761  
E-mail:kyodo-gakkai@jc-so-ken.or.jp  
ホームページ: <http://www.coopstudies.com/>

## 第 36 回 日本協同組合学会大会終了のご報告

会長 石田正昭

会員の皆様には平素よりご協力を賜り、お礼申し上げます。

さる、10 月 7 日から 9 日まで北海道大学農学部で第 36 回大会を開催し、無事終了したことをまずご報告いたします。開催校として、坂下明彦・小林国之・正木卓会員をはじめ北海道大学の皆様には大変お世話になりました。ここに厚くお礼申し上げます。また総会で来年の大会開催校は徳島大学に決まりました（なお、春季研究大会は東京大手町の J A ビルで開催予定です）。

今大会では、日本の食料基地である北海道で開催されることから、地域農業の関係者の方々が数多く参加されることをめざして、「北海道農業の形と農協の役割～ J A 改革の実践にむけて～」というテーマで地域シンポジウムを開催しました。今夏の大規模台風によって被害を受けられた十勝の農協組合長のご報告が得られなかったのは残念でしたが、会場を埋め尽くすほどの参加を得て、活発な議論が展開されました。個別論題報告も 6 会場、26 本の報告があり、その中のテーマセッションでは本学会女性部会から「女性・子どもの貧困に協同組合は何ができるのか」の提言もありました。大会のメインプログラムであるシンポジウムでは、協同組合間協同をより促進する見地から「これでいいのか協同組合～その主体性を問う～」のテーマのもと、政府の農協改革に対して協同組合セクターがとるべき対応課題を議論いたしました。学会賞は、学術賞として辻村英之会員、共同研究学術賞として濱田武士・小山良太・早尻正宏会員（共著）、実践賞として北海道農協青年部協議会の「学校教員対象の『農村ホームステイ事業』を軸とした『食の大切さを伝えるプロジェクト』」に授与しました。なお、学会誌賞の受賞はありませんでした。

第 36 回総会では、活動報告と決算報告、事業計画と予算計画のご承認のほか、学会事業年度の変更、学会誌奨励賞の創設、「日本協同組合学会と中国社会科学院農村発展研究所における覚書」の締結についての協議をお願いし、ご承認を得ました。このうちの学会事業年度の変更については、かねてより懸案の事項ではあったものの、多くの会員には唐突なご提案になってしまったことをご詫言申し上げます（なお、本ニュースレターにて会則の改訂について詳しくご報告しております）。また、議案の終了後、これまで理事会決定を頂いていた T P P 国会承認に対する意見表明「地域に根ざす『いのち』と『くらし』を脅かす T P P の批准に反対する」を総会特別決議として採択しました。

なお、総会要録は学会誌第 36 巻第 1・2 合併号（12 月 15 日発行）、大会報告は第 37 巻第 1 号（2017 年 6 月 15 日発行）に掲載いたします。

会員の皆様にはぜひお読みいただき、改めてご確認いただきたいと思いますと考えています。

以上

## ＜特別決議＞ＴＰＰ国会承認に対する意見表明について

### 地域に根ざす「いのち」と「くらし」を脅かすＴＰＰの批准に反対する

協同組合は、自由・自主・民主に価値をおく人びとの連帯の組織である。その目的は、非営利・協同の活動・事業をとおして、組合員・利用者に最大の奉仕をすることにおかれている。人びとに奉仕する協同組合という点において、資本に奉仕する株式会社とは対照的な位置にある。

ＴＰＰは資本に奉仕する株式会社、とりわけ世界市場を取り込みたい内外のグローバル企業だけに着目し、その活躍の場を国家的に提供しようとするものである。ＴＰＰ協議と並行してすすめられた農協法改正は、協同組合の原理・原則を根本的に否定し、株式会社化への道を開くものであり、単に農協だけにとどまらず、協同組合そのものに対する攻撃であると理解せざるをえない。地域に根ざす「いのち」と「くらし」を大切に考える協同組合にとって、株式会社のほうが優れており、協同組合は不要だとする政府の考え方には同意できない。

日米主導のＴＰＰであるが、例外なき関税撤廃はわが国農林水産業に大きな打撃を与え、国民の食料基盤のせい弱化をもたらすばかりではなく、数多くの非関税措置の撤廃は食の安全・安心を守る基準や制度をはじめ、公的医療保険、保健・医療、金融・保険、政府調達、投資等の制度において実質的な変更を余儀なくさせ、地域に根ざす「いのち」と「くらし」を脅かす存在となりうる。

われわれが被害者になる、という視点は重要であるが、ＴＰＰ参加の途上国に対しては加害者となるという視点も忘れてはならない。金融・保険のみならず、さまざまな分野で日本のグローバル企業が途上国への進出をめざしている。こうしたグローバル企業が内国民待遇を利用して、途上国の経済や環境、健康に負の影響を及ぼす可能性がある。

1. 交渉過程も明らかにせず、本則・附則あわせて 20 本の法改正を短時間で一括審議するのは論点隠し、争点隠しにほかならず、議会制民主主義の軽視である。
2. 法律はその国の文化の反映である。しかるに I S D S 条項の運用いかんによっては、わが国の司法の及ばない恐れがある。その結果、日本の社会制度・文化・伝統の否定をもたらす危険性がある。
3. ＴＰＰ議論の本質は、経済活動の自由のためであるかのように装いながら、背後には日米安全保障・防衛問題が隠されており、真の自由貿易の議論ではない。
4. ＴＰＰは関税撤廃に向けて後戻りできない一本道の条約である。当初は関税撤廃を逃れてもいずれは関税撤廃に追い込まれることは確実で、協定発効から 7 年後に相手国の要請によって開催される再協議がそのことを裏打ちしている。
5. 食料生産基盤を持たない都市の消費者にとって、生産者との産消提携は地域に根ざす「いのち」と「くらし」を守る重要な取り組みであり、こうした人と人との関係性を軽んじるＴＰＰは市民生活のすべてに破壊的な影響を及ぼす。
6. 非関税措置の撤廃によって、農協金融・共済事業の分離、共済と保険とのイコールフットイング、厚生連病院の社会医療法人化、遺伝子組換え食品の表示ルールの変更、外国企業による農地所有、政府調達への外国企業参入による協同組合受託事業の縮小など、協同組合の存続にとって重大な脅威となる仕掛けが内在している。

以上の理由から、われわれは地域に根ざす「いのち」と「くらし」を脅かすＴＰＰの批准に反対する。

2016 年 10 月 8 日 第 36 回 日本協同組合学会総会

## **学会事業年度の変更に関する会則の改正について(お詫びとご報告)**

先の総会におきまして、学会事業年度の変更（従来の9月1日～8月31日を改め、4月1日～3月31日とする。末尾参照）に関する会則の改正についてお諮りし、ご承認をいただきました。しかしながら、会則の変更という重要議題にもかかわらず、この間会員の皆さまに検討の経過をご報告していなかったこと、総会の事前案内において議題として示していなかったこともあり、本件が唐突に提案された印象を与えてしまいました。ここに深くお詫び申し上げますとともに、事業年度変更の理由と検討の経過、今後の対応についてご報告します。

ご承知のように本学会におきましては、従来から9月1日～8月31日を事業年度として運営を行ってまいりましたが、かねてより問題点が指摘されておりました。最大の問題は、学会の事務局業務を受託しているJC総研の会計システムが4月1日～3月31日であるために、事務処理上の負担が大きく不効率になっていることです。また、会費を研究費等で支払う場合、通常の年度と異なるために支払期間が半年以下に限られてしまう問題も指摘されておりました。

そこで今期の常任理事会では、本件について次のように検討を重ねてまいりました。

- ・2016年5月13日（金）第18期第2回理事会  
… 事業年度を変更することを確認
- ・2016年9月1日（金）第18期第5回常任理事会  
… 事業年度変更に伴う諸課題を洗い出し、常任理事会としての考え方を整理
- ・2016年10月7日（金）第18期第3回理事会  
… 事業年度変更に関する会則の改正を翌日の総会で諮るとともに、それに伴う諸課題について総会でご意見を伺い、引き続き常任理事会で検討・提案することを確認

総会でもご協議いただきましたように、常任理事会で整理した事業年度変更に伴う諸課題と対応についての考え方（案）は次の通りです。

- ① 役員の任期について… 従来通り、10月～9月までの2年間とする。
- ② 役員の改選について… 10月の秋季大会時に臨時総会を開催し、改選を行う。
- ③ 学会賞、学会誌賞について… 従来通り、10月に決定・表彰を行う。
- ④ 大会の持ち方… 当面は従来通り春季大会（1日）、秋季大会（3日）を継続する。
- ⑤ 春季大会において通常総会を開催し、会則第10条で規定されている事業報告、事業計画、決算・予算等重要事項を議決する。秋季大会時に臨時総会を開催し、上記①②③を審議・報告する。

常任理事会としては、今回の事業年度の変更は会計システムをはじめとした業務運営上の課題に対応したものであり、役員の改選時期や大会の持ち方については、当面従来通りとするという考え方で本件に臨んでいます。引き続き、2017年5月20日（土）の春季大会時に開催する2017年度の通常総会でお諮りするべく、検討を行っているところです。会員の皆さまからの忌憚のないご意見をお待ち申し上げます。

### **<会則の改正について>**

事業年度を従来の9月1日～8月31日から、4月1日～3月31日に変更（下線部が変更部分）。

第5条 本会の事業年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

付則 2016年10月8日改正

※ 第37回総会・申合せ事項

2016事業年度は、2016年9月1日に始まり2017年3月31日までとする。

## 「学会誌奨励賞」の創設と投稿論文の締切り日の変更について

先の総会におきまして、「学会誌奨励賞」の創設に関する学会賞表彰規程の改正が承認され、併せて同細則の改正（理事会決定事項）が報告されました。これにより、従来の「学会誌賞」の年齢制限を撤廃して対象論文を拡大するとともに、「研究論文」も対象とした「学会誌奨励賞」（40歳以下の会員対象）の創設により、積極的な論文投稿を促そうとするものです。

なお、すでにご案内のように、投稿論文の締切りが1か月早まり5月15日（各巻第2号）および11月15日（各巻第1号）となっていますので、くれぐれもご注意ください。

<学会賞表彰規程、同細則の変更について>

・「学会誌奨励賞」創設に伴い、規程及び細則を以下のように変更（下線部が変更部分）。

[規程]

第2条 日本協同組合学会賞は、「学術賞」、「奨励賞」、「実践賞」ならびに伊東勇夫基金に基づく「学会誌賞」及び「学会誌奨励賞」の5種とする。

(3)「学会誌賞」は、本学会会員で本学会誌『協同組合研究』に優れた論文を執筆した会員による研究業績に授与する。（45歳未満の年齢制限を削除）

(4)「学会誌奨励賞」は、本学会会員で本学会誌『協同組合研究』に優れた論文（研究論文を含む）を執筆した40歳以下の会員による研究業績に授与する。

(5)「実践賞」は・・・

付則 5. 本規程は2016年10月8日に改正し、施行する。

[細則]

第2条 「学術賞」及び「奨励賞」の先行の対象とする研究業績は、表彰を行う年の6月末日に至る3年6ヶ月間に刊行されたものとする。また伊東勇夫基金に基づく「学会誌賞」及び「学会誌奨励賞」については、本学会誌『協同組合研究』の表彰を行う年度の前年度に掲載された論文とする。

第7条 副賞は金一封とし、「学術賞」は1件5万円、「奨励賞」、「実践賞」及び「学会誌賞」は1件3万円、「学会誌奨励賞」は1件2万円とする。

付則 3. 本細則は2016年10月7日に改正し、施行する。

## **会員制度の一部変更について**

先の総会におきまして、標記の議題についてご協議いただきました。本学会においては、いわゆる「名誉会員制度」がなく、その設置の是非も含めて近年の常任理事会の検討事項として引き継いでいます。

そこで今期の常任理事会で検討を行いました。①「名誉」という呼称も含めて本学会の趣旨に必ずしもそぐわない、②とは言え、本学会に長年貢献してこられ、学会の事業（座長や査読など）においてまだまだお力をお借りしたい会員の方が定年等を機に退会されるケースも散見されることから、会則第6条の規定（会員資格）を変更せずにルール化をはかるために、常任理事会では次のような内容（案）で2017年度の総会で諮るべく検討を進めているところです。

「65歳以上の会員については、本人の申し出により、65歳になった次の年度以降において会費5年分以上を一括納入すれば、生涯にわたって会員資格を得ることができる」

この際、①お支払いいただいた会費は「特別会計」（仮称）として処理し、若手の支援策等にあって、②5年に一度、会員継続の意向を確認する、③新たな制度として2017年度の総会で提案し2018年度から実際に運用することを想定しています。

会員の皆さまからの忌憚のないご意見をお待ち申し上げます。

## **2017年度学会賞（「**学術賞**」「**奨励賞**」「**実践賞**」）の推薦について**

- 推薦期間：2017年1月から2017年6月30日（木）までの6ヶ月間。
- 推薦対象（詳細は、「学会賞表彰規程」「同細則」をご覧ください）
  - 学術賞：本学会に5年以上継続して所属している会員。同じ条件を満たす共同研究グループが受賞者となる場合は、賞の名称を「共同研究学術賞」とする。
  - 奨励賞：本学会に3年以上継続して所属する40歳未満の会員。
  - ※ 学術賞、奨励賞は、2017年6月末日に至る3年6ヶ月間に刊行された著書、論文、またはそれに準ずるもので、共同研究（共著論文）、シリーズ論文、翻訳書及び研究資料（いずれも優れた解題論文を含むもの）も選考の対象となる。
  - 実践賞：協同組合の発展に貢献し得る優れた実践及びその記録。
- 推薦方法：2名以上の本会普通会员の連名による推薦を得る。選考対象の研究業績の現物、著者または代表者の業績一覧及び履歴書各1部を添えて推薦状を提出する。推薦する場合には、学会事務局（JC総研）に連絡のうえ、所定の推薦書様式を入手して下さい。

## 2017 年度春季および秋季大会の日程の開催場所について

次のように確定しました。

- ☆ 春季大会：2017 年 5 月 20 日（土）東京都大手町・J Aビル ※5 月 19 日（金）理事会
- ☆ 秋季大会：2017 年 9 月 22 日（金）～24 日（日）徳島大学

### 会費納入のお願い

2015 年度までの会費未納の方は納入をお願いいたします。本ニュースレターに会費の振込み用紙を同封致します。学会の研究活動促進のためにも、会費未納の方は速やかに納入していただくことをお願い致します。会費は年 6,000 円、学生会員は 3,000 円です。

なお、既に会費納入されている方はご容赦ください。ご不明な点がありましたら、事務局へお問い合わせください。

郵便振替	加入者名：日本協同組合学会	口座番号：00140-5-557520
農林中央金庫	本店（958）日本協同組合学会	普通預金 / 口座番号：NO. 5026910
三井住友銀行	飯田橋支店 日本協同組合学会	普通預金 / 口座番号：NO. 7033961

※ 学会事業年度変更に伴い、2016 年度は 2016 年 9 月 1 日～2017 年 3 月 31 日となりますが、今年度分の会費は徴収いたしません。